独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社朝日工業社	コード	1975
提出日	2023/6/7	異動（予定）日	2023/6/29
独立役員届出書の提出理由	2023年6月29日開催予定の定時株主総会にて、独立役員である井上幸彦、渡邊啓司、牛島　信の各氏が退任し、新任の社外取締役および社外監査役である奥宮京子、藤山雄治、板谷宏之の各氏を新たに独立役員として指定するため。また、独立役員・社外役員の独立性に関する事項、独立役員の属性・選任理由の説明、補足説明を変更するため。		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	田　村　昭　二	社外取締役	○													○		有
2	奥　宮　京　子	社外取締役	○													○	新任	有
3	藤　山　雄　治	社外取締役	○													○	新任	有
4	福　原　孝　弘	社外監査役	○										△				訂正・変更	有
5	下　條　　弘	社外監査役	○										△				訂正・変更	有
6	板　谷　宏　之	社外監査役	○													○	新任	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	該当事項はありません。	田村昭二氏は、大手上場企業グループ会社を始めとした複数の会社の経営に関与した経験を活かし、当社から独立した立場から当社取締役会の意思決定の妥当性、適正性に資する提言等を行っております。また、証券取引所が規定している独立性の基準に抵触せず、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定するものです。
2	該当事項はありません。	奥宮京子氏は、弁護士として培われた知識と経験を活かし、当社から独立した立場から当社取締役会の意思決定の妥当性、適正性に資する提言等を行っていただけると判断しております。また、証券取引所が規定している独立性の基準に抵触せず、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
3	該当事項はありません。	藤山雄治氏は、長年にわたり警察組織において要職を歴任された経験を活かし、当社から独立した立場から当社取締役会の意思決定の妥当性、適正性に資する提言等を行っていただけると判断しております。また、証券取引所が規定している独立性の基準に抵触せず、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
4	福原孝弘氏は、当社の大株主かつ借入先であり、当社に設備工事を発注している農林中央金庫の出身者であります。 なお、同庫は当社株式の4.48%（2023年3月末現在）を保有しており、当社は同庫から900百万円の借入を行っております。また、当社が同庫より受注している設備工事の受注額は、同庫および当社のいずれの事業規模に照らしても少額です。	農林中央金庫の要職を歴任された経験等に基づき、当社取締役会等において当社の経営の健全性に資する提言等を積極的に行っております。また、証券取引所が規定している独立性の基準に抵触せず、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
5	下條弘氏は、当社の株主である京阪ホールディングス株式会社において、2017年6月まで取締役を務め、その後2019年6月まで顧問として在籍しておりました。 なお、同社は当社株式の0.05%（2023年3月末現在）を保有しております。	京阪ホールディングス株式会社等の経営者としての豊富な経験等に基づき、当社取締役会等において当社の経営の健全性に資する提言等を積極的に行っております。また、証券取引所が規定している独立性の基準に抵触せず、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
6	該当事項はありません。	板谷宏之氏は、公認会計士として培われた経験に基づき、当社取締役会等において当社の経営の健全性に資する提言等を積極的に行っていただけると判断しております。また、証券取引所が規定している独立性の基準に抵触せず、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。

4．補足説明

当社は、社外役員の独立性および客観性を確保するために、社外役員の独立性判断基準を以下のとおり定め、①～⑨のいずれにも該当しない場合、独立性を有しているものと判断する。

① 最近10年間における、当社グループの取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役員、その他の使用人
② 最近３年間において、「当社または当社の子会社」（以下、「当社グループ」という。）を主要な取引先とする者※1またはその業務執行者※2
③ 最近３年間における、当社グループの主要な取引先※3またはその業務執行者
④ 最近３年間において、当社グループから多額の寄付または助成を受けている団体※4の役職員※5
⑤ 最近５年間における、当社の主要株主※6またはその役職員
⑥ 最近３年間において、当社グループの会計監査人または監査法人の役職員であって、当社グループの監査業務を実際に担当していた者（現在退職または退所している者を含む。）
⑦ 最近３年間において、当社グループからの役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益※7を得ている弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントのいずれかに 該当する者（当該利益を得ている者が法人等の団体である場合は、当該利益を受けている団体に所属する者）
⑧ ①～⑦に規定するいずれかの者の配偶者または二親等以内の親族
⑨ 当社の社外役員として、通算の在任年数が８年間を超える者

なお、①～⑨のいずれかに該当した場合であっても、会社法が定める社外性要件および東京証券取引所が定める独立性基準を充たすことを条件に、社外取締役に関しては取締役会の決議、社外監査役に関しては監査役会の同意により、独立性を有しているものと判断することができる。

※１ 当社グループを主要な取引先とする者とは、その取引先の事業年度における年間連結総売上高の２％以上の支払いを当社グループから受けた者をいう。
※２ 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、その他の使用人をいう。
※３ 当社グループの主要な取引先とは、当社グループの事業年度における年間連結総売上高の２％以上を当社グループに支払った者をいう。
※４ 当社グループから多額の寄付または助成を受けている団体とは、当社グループの３事業年度平均で1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付または助成を当社グループから受けている公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等をいう。
※５ 役職員とは、取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員、その他の使用人またはそれらに準じる者をいう。
※６ 主要株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。
※７ 多額の金銭その他の財産上の利益とは、利益を受けた者が個人である場合は当社グループの３事業年度平均で1,000万円以上の支払いのことをいい、利益を受けた者が団体である場合は当該団体の３事業年度平均で連結総売上高の２％以上の支払いのことをいう。

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。